

# 性能評価事業のご案内

## (建築基準法に基づく試験を伴う性能評価)

防耐火構造・防火設備・飛び火の性能評価と防火材料の性能評価につきましては、それぞれ専用の「性能評価申請の手引き」をご準備しております。分野に合わせた手引きをご参照ください。

一般財団法人建材試験センター  
性能評価本部 性能評定課

2018May. 版

## 建築基準法に基づく性能評価について

当センターでは、建築基準法に基づいて国土交通大臣が行う「構造方法等の認定」に必要な「性能評価」を行います。性能評価は、建築物に用いられる構造方法や建築材料について、当センターが制定した「性能評価業務方法書」に基づいて実施し、試験結果等により所定の性能を有することを評価します。

### ○建材試験センターの特色

#### ・標準処理期間の設定

当センターでは性能評価を行う「標準処理期間」を設定し、性能評価に要する期間を明確にするほか、性能評価が円滑に実施されるよう、迅速に対応いたします。

性能評価書の発行は性能評価試験に合格した後、通常2ヶ月以内を予定しております。なお、特殊な案件はこれより1ヶ月程度長くかかります。

#### ・大臣認定申請のお手伝い

性能評価書が発行された後、国土交通大臣への認定申請が必要になります。当センターでは大臣認定申請に関するお手伝いを行っております。

### ○新たな試験の実施を要しない性能評価

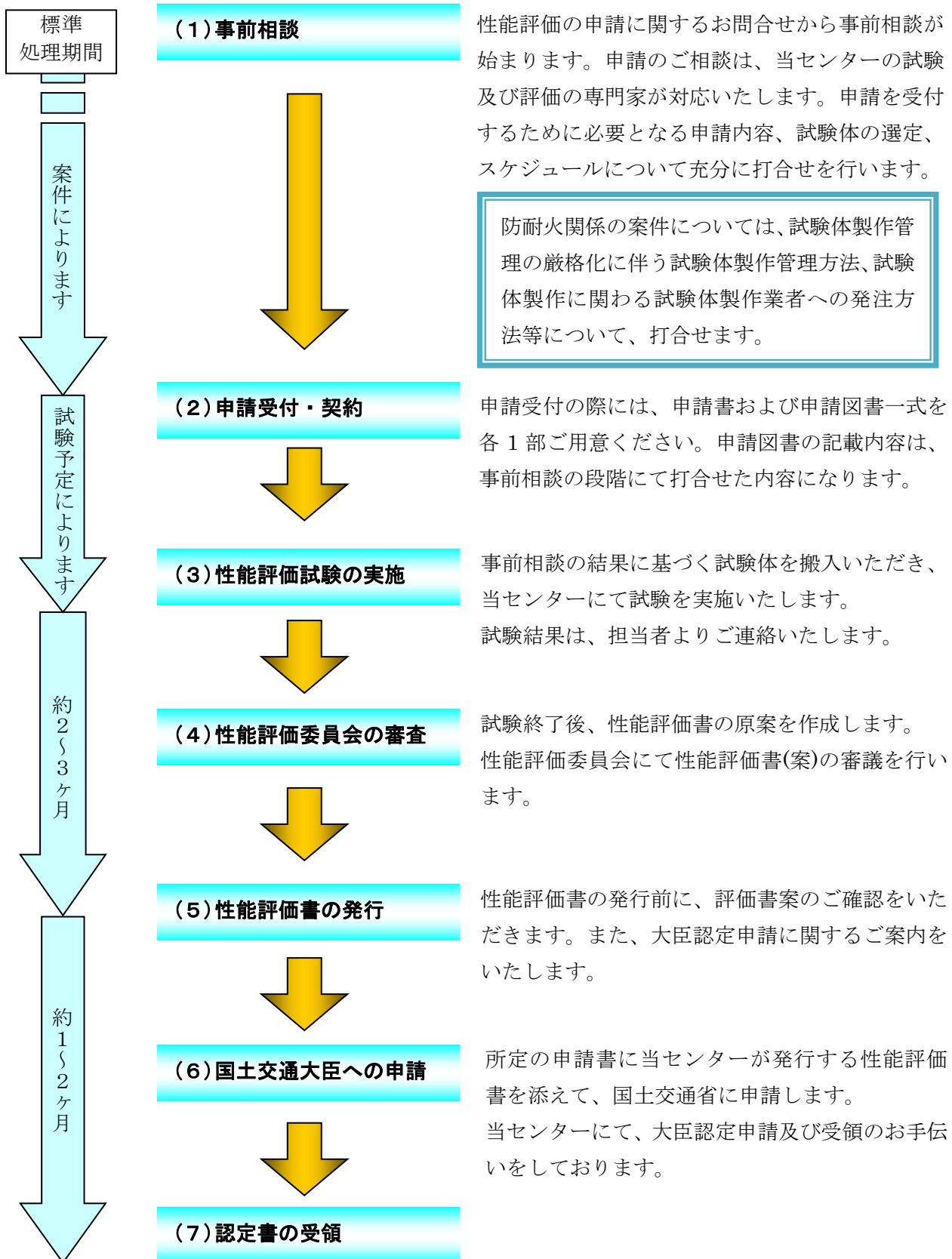
大臣認定書を取得した案件のうち、過去の性能評価に係る試験結果に基づく性能評価（新たな試験の実施を要しない性能評価）も対応しております。

### ○その他の性能評価

当センターでは、試験を伴う性能評価以外にも、次のような性能評価も実施しております。これらにつきましては、別途ご相談くださいますようお願いいたします。

- ・ 法第37条に基づく指定建築材料（コンクリート等）
- ・ 遮煙性能を有する防火設備
- ・ 一般設備、耐火性能検証 等

## 事前相談から大臣認定書取得までの流れ



## 事前相談から大臣認定書取得までの各ステップについて

### (1) 事前相談

性能評価についてのご相談は、当センター性能評価本部性能評定課までご連絡ください。お問合せの内容に応じて、当センターの試験及び評価の専門家が申請のご相談を承ります。

※当センターでは、日本語のみで対応しております。

申請目的に応じて、性能評価申請図書の記載例を用意しております。記載例に倣い、申請図書の準備をお願いします。

事前相談では、①申請仕様（＝申請される内容）の確定、②申請仕様を評価するための試験体の選定及び選定理由、③試験実施時期、試験体の製作等、④スケジュールを中心に、申請に必要な事項についてお打合せを致します。ただし、新たな試験の実施を要しない性能評価に関する相談では、試験体の製作にかかる打合せが不要になります。

事前相談では、実際に申請される案件を担当する案件担当チームを選出し、案件担当チームにて性能評価書の発行まで案件を担当致します。

※当センターを含む性能評価機関が、性能評価の結果を約束するようなコンサルタント行為をすることは建築基準法令の規定により、禁止されています。

防耐火構造等並びに防火材料の申請については試験体製作管理方法が強化されております。試験体製作管理方法、試験体製作に係る試験体製作者への発注方法等のお打合せをいたします。試験体製作管理のため、申請書、申請図書、試験体確認依頼書、試験体の構成材料を特定できる資料等をご提出いただく必要がありますのでご注意ください。

## (2) 申請受付・契約

事前相談が終了したものにつきまして、性能評価業務約款に基づき正式に申請受理手続きを実施します。申請受理の際には、性能評価申請書に受付印を押印の上、控えを郵送いたします。

### ○性能評価申請される仕様について

過去に実施した試験で不合格になったことのある仕様については、かなり大きな確率で、建築基準法で要求されている性能を満足しない恐れがあります。当センターで実施した試験でなくとも、公的な試験機関で実施した試験で不合格となった仕様について、性能評価の申請をお受けすることはできませんのでご注意ください。

### ○性能評価手数料について

性能評価手数料は、建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 3 項に定められた定額料金となります。消費税は消費税法により非課税扱いで、この金額には申請に基づいて行う性能評価試験の料金も含まれます。なお、新たな試験の実施を要しない性能評価については、別途料金となります（P8～9 料金表を参照ください）。

性能評価料金は所定の口座まで、すみやかにお支払いをお願い致します。経理処理上の手続きについてご相談がある場合には、性能評定課までお申し出下さい。

### ○契約事項の変更手続きについて

性能評価申請書に記載された事項に変更が生じた場合には、所定の「変更願書」にて変更手続きをお願いします。書類は、窓口にて配布するほか、ホームページに掲載しております。

変更願書が必要になる場合は、次のような場合が該当します。ご不明な場合は担当までご連絡ください。

- ① 性能評価の申請責任者に変更が生じた場合
- ② 性能評価の連絡担当者に変更が生じた場合
- ③ 商品名に変更が生じた場合

### ○性能評価の取り下げ手続きについて

性能評価申請を取り下げる際には、所定の「取り下げ届」を提出して下さい。この際の契約解除手続きは、当センターが別に定める「性能評価業務約款」によります。性能評価手数料は、原則としてご返却致しませんので予めご了承ください。

性能評価試験に不合格になった場合、「取り下げ届」にその旨の記載をお願いします。この場合には、性能評価手数料の請求は行わず、実施した試験料金について精算させていただきます。

## (3) 性能評価試験の実施

性能評価および性能評価のための試験は、当センター制定の「業務方法書」に基づいて実施します。性能評価業務方法書は、申請される区分毎に制定しております。

評価の内容	業務方法書
防耐火構造 防火設備 屋根防火構造(飛び火) 防火材料	防耐火性能試験・評価業務方法書
区画貫通部を貫通する管	区画貫通部を貫通する管の性能試験・評価業務方法書
木造軸組み耐力壁の倍率	木造耐力壁及びその倍率の試験・評価業務方法書
木造枠組み耐力壁の倍率	枠組壁工法耐力壁及びその倍率の試験・評価業務方法書
界壁の遮音構造	界壁の遮音構造試験・評価業務方法書
ホルムアルデヒド発散建築材料	ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価業務方法書

※業務方法書は、窓口にて配布しているほか、当センターホームページに掲載しております。

試験は、事前相談にて打合せした結果に基づき、当センター中央試験所（埼玉県草加市）又は西日本試験所（山口県山陽小野田市）にて行います。試験の実施結果につきましては、当センター担当者より速やかにご連絡いたします。

- ① 試験体の作製、形状・数量、搬入・返却等につきましては、試験所の担当者に確認の上、対応願います。
- ② 試験体の作製、搬入、返却等の費用につきましては、申請者にご負担いただきます。

#### (4) 性能評価委員会の審査

性能評価試験に合格した後、性能評価委員会にて案件の審査を行います。性能評価委員会は、評価目的に応じて次の委員会にて担当し、性能評価試験の結果に基づいて作成された性能評価書(案)に基づき、審査いたします。

最新の委員会開催日、委員構成につきましては、当センター担当者又はホームページにてご確認ください。

評価内容	委員会名称
防耐火関係（防耐火構造、設備、防火材料など）	防火性能評価委員会
木質構造壁の倍率	構造性能評価委員会
界壁の遮音構造	音響性能評価委員会
ホルムアルデヒド発散建築材料	空気環境性能評価委員会

委員会での審査により、業務方法書に適合と判断されたものにつきまして、次のステップに進みます。委員会の審査結果につきましては、当センター担当者より速やかにお知らせいたします。

#### ○性能評価書の発行までの標準期間について

性能評価書は、性能評価試験に合格後、通常は2ヶ月以内の発行を予定しております。なお、

特殊な案件はこれより 1 ヶ月程度多くかかります。性能評価の進捗状況につきましては、担当までお問い合わせください。

## **(5) 性能評価書の発行**

評価した結果に基づき、性能評価書を作成し、発行いたします。委員会審議の結果、指摘等を受けなかった案件については委員会審議終了後、2 週間以内に発行します。ただし、委員会にて指摘事項が発生した場合には修正・確認等が必要になりますので、発行時期が延びる可能性があります。この場合には、担当者よりご連絡させていただきます。

性能評価書の発行前に、次のステップ「国土交通大臣への申請」に関して、性能評定課担当者よりご案内をいたします。

## **(6) 国土交通大臣への申請**

### **○国土交通大臣の認定について**

建築基準法第 68 条の 25 に規定される「構造方法の認定」を取得するためには、当センターにて発行する性能評価書をもって、国土交通大臣宛に「構造方法等の認定申請」を行う必要があります。国土交通省の受付窓口は、住宅局建築指導課（東京都千代田区霞ヶ関）になります。

国土交通省 HP では、建築物の構造方法等の認定申請に関する情報がご覧いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/authorization.html>

### **○認定申請の手続きについて**

国土交通大臣への認定申請は、建築基準法施行規則別記第 50 号の 11 様式による「構造方法等の認定申請書」に、性能評価書を添えて提出します。なお、法定申請手数料として 2 万円（建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 1 号ただし書き）の収入印紙が必要になります。

国土交通大臣への認定申請につきましては、ご希望に応じて性能評定課にてお手伝いを行っております。

## **(7) 認定書の受領（国土交通省発行）**

国土交通省では、申請された資料に基づき、認定のための審査が行なわれます。大臣認定申請から認定書交付までの期間は案件にもよりますが、概ね 1～2 ヶ月程度を要します。

当センターにて認定申請のお手伝いをさせて頂いた場合は、認定書を受領次第、速やかに認定書を送付いたします。

国土交通省 HP において、構造方法等の認定（認定一覧、認定番号等）に関する情報がご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000042.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html)

## 性能評価の対象項目

当センターの「試験を伴う性能評価」の対象項目は、次のとおりです。

種類	建築基準法の根拠条文	性能評価の対象項目
防耐火構造	法第2条第七号(令107条)	耐火構造(壁、柱、床、梁、屋根、階段)
	法第2条第七号の二(令107条の2)	準耐火構造(壁、柱、床、梁、屋根、軒裏、階段)
	法第2条第八号	防火構造(壁、軒裏)
	法第23条(令109条の6)	準防火構造(壁)
	令第70条	柱の防火被覆
	令第109条の3第一号	準耐火建築物と同等の耐火性能を有する建築物の屋根
	令第109条の3第二号ハ	準耐火建築物と同等の耐火性能を有する建築物の床及び直下の天井
	令第113条第1項第三号	防火壁をつけた部分の屋根
	令第115条の2第1項第四号	防火壁の設置を要しない建築物の床
	令第129条の2の3第1項第一号ロ	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部
	令第129条の2の3第1項第一号ハ(2)	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひさし等
屋根防火構造	法第22条第1項(令109条の5)	通常の火災を想定した屋根の構造
	法第63条(令136条の2の2)	市街地火災を想定した屋根の構造
防火設備	令第112条第1項	特定防火設備(旧甲種防火戸)
	法第2条第九号の二ロ(令109条)	防火戸その他の防火設備(旧乙種防火戸)
	令第114条第5項	準耐火構造の界壁、間仕切壁及び隔壁に用いる防火設備
	法第64条(令136条の2の3)	外壁の開口部の防火設備
防火工法	令第129条の2の5第1項第七号ハ	防火区画を貫通する給排水管等
防火材料	法第2条第九号(令108条の2)	不燃材料
	令第1条第五号	準不燃材料
	令第1条第六号	難燃材料
木構造	令第46条第4項の表1の(八)項	木造の軸組の倍率
	規則第8条の3	枠組壁工法耐力壁の倍率
遮音構造	法第30条(令22条の3)	界壁の遮音構造
ホルムアルデヒド 発散建築材料	令第20条の7第2項	ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆相当) 0.020 mg/m <sup>3</sup> h < 発散量 ≤ 0.120 mg/m <sup>3</sup> h
	令第20条の7第3項	ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆相当) 0.005 mg/m <sup>3</sup> h < 発散量 ≤ 0.020 mg/m <sup>3</sup> h
	令第20条の7第4項	ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆☆☆相当) 発散量 ≤ 0.005 mg/m <sup>3</sup> h

※ 法:建築基準法、 令:建築基準法施行令、 規則:建築基準法施行規則



試験を伴う性能評価の手数料の額

建築基準法施行規則 第11条の2の3による  
消費税法第6条により消費税非課税

種 類	構造・材料等	項目		手数料の額	
		評価部位	要求時間(分)	(円)	※
防耐火構造	耐火構造	非耐力壁	30	1,020,000	A
			60	1,070,000	
		耐力壁	60	1,420,000	
			120	1,480,000	
		柱	60	1,330,000	
			120	1,440,000	
			180	1,540,000	
		床	60	1,400,000	
			120	1,500,000	
		梁	60	1,400,000	
			120	1,500,000	
			180	1,590,000	
	屋根	30	1,270,000		
	階段	30	1,270,000		
	準耐火構造	非耐力壁	30	1,000,000	
			45	1,070,000	
		耐力壁	30	1,360,000	
			45	1,420,000	
		柱	45	1,310,000	
		床	45	1,410,000	
		梁	45	1,410,000	
		屋根	30	1,270,000	
		軒裏	30	1,000,000	
			45	1,070,000	
	階段	30	1,270,000		
	防火構造	非耐力壁	30	1,000,000	
		耐力壁	30	1,360,000	
軒裏		30	1,000,000		
準防火構造	非耐力壁	20	1,000,000		
	耐力壁	20	1,360,000		
柱の防火被覆	柱	30	1,180,000		

種 類	構造・材料等	項目		手数料の額	
		評価部位	要求時間(分)	(円)	※
防耐火構造	準耐火建築物と同等の耐火性能を有する建築物の屋根	屋根	20	1,270,000	A
	準耐火建築物と同等の耐火性能を有する建築物の床及び直下の天井	床、直下の天井	30	1,270,000	
	防火壁を設けた部分の屋根	屋根	20	1,270,000	
	防火壁の設備を要しない建築物の床	床、直下の天井	30	1,270,000	
	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部	非耐力壁	60	1,150,000	
		耐力壁	60	1,480,000	
		柱	60	1,430,000	
		床	60	1,500,000	
	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひさし等	梁	60	1,500,000	
屋根の軒裏		60	1,150,000		
耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひさし等	ひさし等	20	1,000,000		
防火設備	特定防火設備	防火設備 (遮炎性)	60	980,000	C
	防火戸その他の防火設備		20	940,000	
	外壁の開口部の防火設備		20	940,000	
	準耐火構造の界壁、間仕切り壁及び隔壁に用いる防火設備		45	960,000	
防火工法	防火区画等を貫通する給排水管等	防火区画貫通部 (給排水管等)	20	1,160,000	A
			45	1,180,000	
			60	1,200,000	
防火材料	不燃材料(ガス有害性試験がある場合)	内・外装	20	650,000	C
	不燃材料(ガス有害性試験がない場合)			420,000	
	準不燃材料(ガス有害性試験がある場合)		10	650,000	
	準不燃材料(ガス有害性試験がない場合)			420,000	
	難燃材料(ガス有害性試験がある場合)		5	650,000	
	難燃材料(ガス有害性試験がない場合)			420,000	
屋根防火	通常の火災を想定した屋根の構造	屋根	30	690,000	A
	市街地火災を想定した屋根の構造		30	690,000	
種 類	構造・材料等	評価部位	性能等	手数料の額	※
遮音構造	界壁の遮音構造	界壁	透過損失	830,000	A
構造	木造の軸組の耐力壁	壁	倍率 0.5~5.0	1,410,000	B
	木造の枠組の耐力壁		倍率 0.5~5.0	1,410,000	
ホルムアルデヒド発散	第2種ホルムアルデヒド発散建築材料	居室内装	F☆☆相当	400,000	C
	第3種ホルムアルデヒド発散建築材料		F☆☆☆相当	400,000	
	令第20条の7第4項に該当する建築材料		F☆☆☆☆相当	400,000	

※新たな試験の実施を要さない性能評価 A:35万円、B:70万円、C:26万円になります。

## Information～お問合せ先～

一般財団法人建材試験センター 性能評価本部 性能評定課  
 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-10-15 JL 日本橋ビル 8F  
 TEL:03-3527-2135 FAX:03-3527-2136



最寄り駅: 日比谷線、都営浅草線「人形町」駅	徒歩 5 分
日比谷線「小伝馬町」駅	徒歩 5 分
都営新宿線「馬喰横山」駅	徒歩 8 分
半蔵門線・銀座線「三越前」駅	徒歩 8 分
半蔵門線「水天宫前」駅	徒歩 9 分
JR 総武線「新日本橋」駅	徒歩 8 分

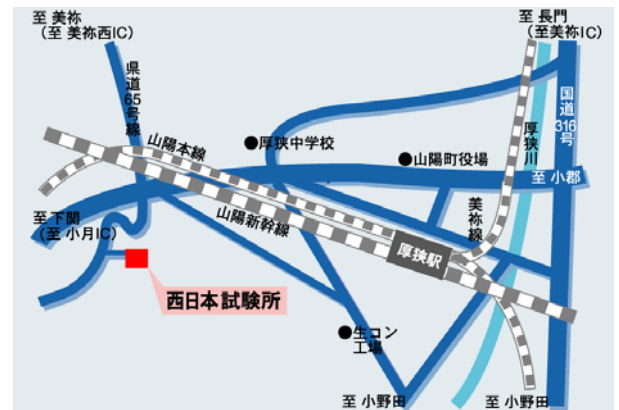
中央試験所、西日本試験所におきましても、性能評価の事前相談に対応しております。  
 下記までお気軽にお問合せください。



### 中央試験所

〒340-0003 埼玉県草加市稲荷 5-21-20  
 TEL:048-935-1991(代表) FAX:048-931-8323

最寄り駅から  
 東武スカイツリーライン草加駅又は松原団地駅からタクシーで約 10 分  
 松原団地駅から八潮団地行きバスで約 10 分 南青柳下車徒歩 10 分  
 草加駅から稲荷 5 丁目行きバスで約 10 分 稲荷 5 丁目下車徒歩 3 分  
 高速道路から  
 常磐自動車道及び首都高速三郷 I.C「西口出口」から 10 分  
 東京外環自動車道「草加出口」を出て、外環道下道路(国道 298 号線)を  
 三郷方面へ進み、草加産業道路交差点を進む。



### 西日本試験所 試験課

〒757-0004 山口県山陽小野田市山川  
 TEL:0836-72-1223 FAX:0836-72-1960

最寄り駅から  
 山陽本線厚狭駅、山陽新幹線厚狭駅からタクシーで5分  
 高速道路から  
 山陽自動車道山口南 I.C.から国道2号線を「下関」方面に向かい車で40分  
 山陽自動車道植生 I.C.から国道2号線を「小郡・広島」方面に向かい車で5分  
 中国自動車道美祢西 I.C.から県道65号線を国道2号線「山陽」方面に向かい  
 車で15分